

改正案	現行
<p>（特別の事情を有する債権又は債務）</p> <p>第一条 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号。以下「施行令」という。）第七条第一項第四号及び第八条第一号に規定する内閣府令で定める特別の事情を有する債権又は債務は、第一号から第十二号までに掲げるものに係る債権（第十一号及び第十二号にあつては、当該各号に掲げる契約に基づく債権）又は第十三号から第十七号までに掲げるものに係る債務とする。</p> <p>一（十二）（略）</p> <p>十三 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する事務所の建築又は購入の費用（土地の所有権又は借地権の取得及び土地の造成に係る費用を含む。）の全部又は一部に充てるための金銭の借入れ（被監査会社等（施行令第七条第一項第一号に規定する被監査会社等をいう。以下同じ。）に係る法第二条第一項の業務を行う前にした借入れに限る。）であつて、当該住宅又は事務所に設定されている抵当権によつて担保されているもの</p> <p>十四 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する事務所（被監査会社等に係る法第一条第一項の業務を行う前から賃借しているものに限る。）に係る賃料、管理費及び更新料</p>	<p>（特別の事情を有する債権）</p> <p>第一条 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号。以下「施行令」という。）第七条第一項第四号及び第八条第一号に規定する特別の事情を有する債権とは、次の各号に掲げるものに係る債権（第十一号及び第十二号にあつては当該各号に掲げる契約に基づく債権）をいう。</p> <p>一（十二）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

十五 自己の用に供する自動車又は自己の業務の用に供する自動車の購入代金の全部又は一部に充てるための金銭の借入れ（被監査会社等に係る法第二条第一項の業務を行う前にした借入れに限る。）

十六 電気、ガス、上下水道及び電話の使用料金

十七 第十三号から第十六号までに掲げるもののほか、被監査会社等による公認会計士又は監査法人の業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供

（関係会社等）

第二条 施行令第七条第二項第一号に規定する内閣府令で定める会社等は、次に掲げる会社等（同号に規定する会社等をいう。以下同じ。）とする。

一 被監査会社等の子会社等（施行令第七条第三項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）  
二 被監査会社等の関連会社等

2 前項第一号に規定する関連会社等とは、被監査会社等が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社等以外の他の会社等とする。

3 前項に規定する子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業

（新設）

（新設）

（新設）

（関係会社）

第二条 施行令第七条第二項第三号に規定する内閣府令で定める会社とは、被監査会社（施行令第七条第一項第八号に規定する被監査会社をいう。）又は他の会社のうちいずれか一方の会社（当該会社が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。

（新設）

2 前項に規定する子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業

業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次に掲げる場合をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 子会社等以外の他の会社等（会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定による整理開始の命令を受けた会社、破産法（大正十一年法律第七十一号）の規定による破産宣告を受けた会社等）その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合

二 子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己

の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 子会社以外の他の会社等（会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社、商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定による整理開始の命令を受けた会社、破産法（大正十一年法律第七十一号）の規定による破産宣告を受けた会社その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合

二 子会社以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己

が子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社等以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役員に就任していること。

ロ 子会社等以外の他の会社等に対して重要な融資（債務の保証及び担保の提供を含む。第三条第二号ニにおいて同じ。）を行っていること。

ハ 子会社等以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。

ニ 子会社等以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ その他子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めているときであつて、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

4 | 施行令第七条第二項第二号に規定する内閣府令で定める会社等は

が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役員に就任していること。

ロ 子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行っていること。

ハ 子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。

ニ 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ その他子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に子会社以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めているときであつて、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

（新設）

次に掲げる会社等とする。

一 被監査会社等の親会社等（施行令第七条第三項に規定する親会社等をいう。以下同じ。）

二 被監査会社等が他の会社等の関連会社等である場合における当該他の会社等

（親会社等）

第三条 施行令第七条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。以下同じ。）を支配していないことが明らかであると認められる会社等は、この限りでない。

一 他の会社等（会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社、民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社、民法の規定による整理開始の命令を受けた会社、破産法の規定による破産宣告を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等

二 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社等であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する会社等

イ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事

（新設）

、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権

を所有していない場合を含む。)に他の会社等の議決権の過半数を占めている会社等であつて、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する会社等

(実質的に支配していると認められる関係)

第四条 法第二十四条の二(法第十六条の二第四項及び法第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する内閣府令で定める関係は、当該公認会計士若しくはその配偶者又は当該監査法人と子会社等又は関連会社等との関係とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて当該子会社等又は当該関連会社等を実質的に支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

(業務の制限)

第五条 法第二十四条の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 財務書類の調製、会計帳簿の記帳の代行その他の財務書類の作成に関する業務
- 二 財務又は会計に係る情報システムの整備又は管理に関する業務
- 三 現物出資その他これに準ずるものに係る財産の証明又は鑑定評価に関する業務
- 四 保険数理に関する業務
- 五 内部監査の外部委託に関する業務

(新設)

六 証券取引法第二条第八項に規定する証券業

七 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）（第二条第二項に規定する投資顧問業）

八 前各号に掲げるもののほか、監査又は証明（法第二条第一項の業務として行う監査又は証明をいう。）をしようとする財務書類を自らが調製する業務に該当すると認められる業務又は被監査会社等の経営判断に関与すると認められる業務

（監査関連業務等）

第六条 法第二十四条の三本文（法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 他の公認会計士の法第一条第一項の業務に補助者として従事しているにもかかわらず、当該業務に当該公認会計士と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる業務

二 他の公認会計士から委託を受け、法第一条第一項の業務の意見審査（被監査会社等の財務書類に係る監査意見を表明するに先立ち、監査意見の形成に至る一切の過程の妥当性について検討し、必要な措置を講じることという。以下同じ。）を行う業務

三 監査法人の法第二条第一項の業務に補助者として従事しているにもかかわらず、当該業務に当該監査法人の法第二十四条の十二第二項に規定する社員と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる業務

（新設）



2 法第二十四条の三ただし書（法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定めるやむを得ない事情は、周辺地域において公認会計士が不足している等により、交替が著しく困難な状況にある場合とする。

3 法第二十四条の三ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、同条に規定するやむを得ない事情があると認められたときから承認を受けようとする会計期間（法第二十四条の三本文に規定する会計期間をいう。以下同じ。）を開始するまでの間に、当該会計期間ごとに別紙様式により作成した承認申請書を、遅滞なく、金融庁長官に提出し、承認を受けなければならない。

4 公認会計士・監査審査会は、前項の承認を受けた被監査会社等の会計期間に係る監査関連業務（法第二十四条の三本文に規定する監査関連業務をいう。）につき、法第四十六条の九の二第一項に規定する調査に係る報告の結果に基づき、必要があると認められる場合には、当該業務の適正な運営状況を確認するために法に規定する必要な措置を行うことができる。

（単独監査を行うやむを得ない事情）

第七条 法第二十四条の四ただし書（法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 共同して法第二条第一項の業務を行う他の公認会計士又は補助者として使用する他の公認会計士が登録を抹消されたこと。

（新設）

- 二 共同して法第二条第一項の業務を行う他の公認会計士又は補助者として使用する他の公認会計士が事故、病気その他これに準ずる事由により業務を行うことができなくなつたこと。
- 三 共同して法第一条第一項の業務を行う他の公認会計士若しくは監査法人又は補助者として使用する他の公認会計士が移転したことにより共同で当該業務を行うことができなくなつたこと。
- 四 共同して法第二条第一項の業務を行う監査法人が解散したこと。
- 五 前各号に準ずるやむを得ない事情であつて、当該公認会計士の責めに帰すべき事由がないもの

(監査証明書の追加記載事項)

第八条 法第二十五条第二項(法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該公認会計士の被監査会社等との利害関係の有無
- 二 当該公認会計士が被監査会社等と利害関係を有するときはその内容
- 三 当該公認会計士が被監査会社等に対して法第二条第二項の業務を行っている場合には、その内容及び当該被監査会社等に対する同条第一項の業務の独立性が確保されている旨

(公認会計士の就職に係るやむを得ない事情)

(新設)

第九条 法第二十八条の二ただし書（法第十六条の二第四項において

（新設）

準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 公認会計士（公認会計士であつた者を含む。）が法第二十八条の二本文（法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその役員又はこれに準ずるもの（以下この号において「役員等」という。）に就いてはならないとされる会社等（以下この号において「就職制限会社等」という。）以外の会社等の役員等に就いた後に、当該会社等が当該就職制限会社等と合併することとなつた場合において、当該公認会計士が合併後存続する会社等の役員等に就くこととなつた場合（当該公認会計士が、当該就職制限会社等以外の会社等の役員等に就く際に、当該合併について知っていた場合を除く。）
- 二 その他前号に準ずるやむを得ない事由が認められる場合